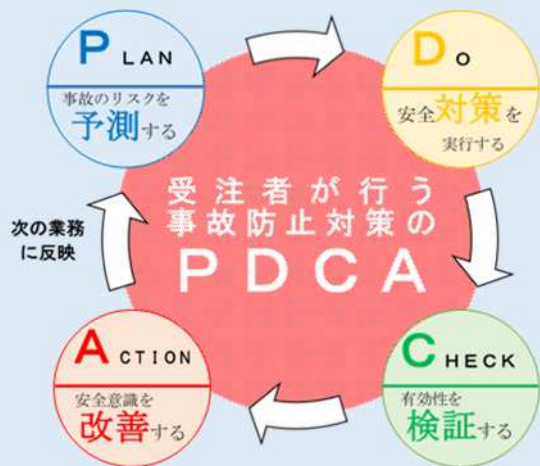


建設関連業務委託事故防止行動計画の概要

【基本方針】

- 事故の経験や対策のノウハウを有効活用するため、「事故対策PDCAサイクル」を構築

受注者が行う 事故対策PDCAサイクル



Plan	リスクを予測し安全作業宣言を作成、業務計画書に反映 ※重点災害:①転落、②埋設物損壊、③通行車両損傷
Do	業務計画書に基づく安全対策で業務を実施 ※「安全宣言」書にリストアップ
Check	作業終了後、社内で効果検証し、監督員に報告 ※「安全宣言」書記載事項の検証
Action	社内で情報共有・情報集積
Plan	得られた知見を他の業務に生かす

予想されるリスク

安全作業宣言

効果検証
(作業終了後)

危険な作業	対応の事故対策	留意点	効果検証
【転落・転倒】 高所作業中の色紙 材料置での転倒	※ 高所・高圧などの危険な作業は必ず安全帯を装着し、足場は必ず安全な状態を確認する。 ※ 作業中は「マーキング」等により対策する。 ※ 転倒・転落が懸念される箇所においては、手すりや柵を設置する。	※ 事故が発生した場合、直ちに作業を中止し、監督員に報告する。 ※ 作業中に発生した事故は必ず「安全宣言」書に記載する。	※ 作業終了後、社内で効果検証し、監督員に報告する。 ※ 「安全宣言」書記載事項の検証を行う。
【地下埋設物】 掘削作業による 地下埋設物（電線 水道）の損傷	※ 掘削作業を行う前に、必ず地下埋設物の位置を確認する。 ※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。	※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。	※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 掘削作業を行う際は、必ず手すりや柵を設置する。
【通行車両損傷】 作業現場付近の 作業現場において、 通行車両との衝突 を防止	※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。	※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。	※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。 ※ 作業現場付近には、必ず手すりや柵を設置する。

事故防止対策

発注者のサポート

【静岡県】

- ◇ 各業務取組みの効果検証結果を収集・整理し、情報提供する（令和4年度から施行）。
- ◇ インターネット上に公表している過去の事故事例集の検索性を高め、利便性向上を図る（令和4年5月公開予定）。
- ◇ アクシデントニュース速報、ニュースレター等により、関係機関へ情報提供・水平展開を図る（継続）。

関係団体のサポート

【静岡県測量設計業協会】

- ◇ 現場作業における事故の未然防止や安全対策に関する基本事項等を取りまとめた「安全作業マニュアル」を発行し、業務における事故防止を支援する。



(令和4年1月 発行予定)